

## 余剰電力売却仕様書

### 1 概要

本業務は、発注者が所管する戸塚環境センター及び朝日環境センター（以下、「両環境センター」という。）の運転により生じた非FIT電力（自己託送電力を除く）を受注者に売却するものである。

また、両環境センターで発電した非FIT電力の一部を一般送配電事業者が維持及び管理する送配電ネットワークを介して、鳩ヶ谷衛生センターほか2施設に送電する自己託送を実施する。

### 2 定義

#### (1) 特定契約

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、電気事業者に対しバイオマス発電による電力を売却する契約

#### (2) 発電計画

受注者が一般送配電事業者と締結する電力量調整供給契約に基づき、当該一般送配電事業者に対し提出する年間計画・月間計画・週間計画・翌日計画・当日計画

#### (3) 算定期間

当月の検針日の午前0時から翌月の検針日前日の午後12時までの期間

#### (4) インバランス

電気関係報告規則第1条第2項第2号に定めるもの

#### (5) 夏季平日昼間時間

7月1日から9月30日までの期間のうち、午前8時から午後1時までの時間帯及び午後4時から午後10時までの時間帯（但し、日祝日等の同時間帯を除く。なお、日祝日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。）

#### (6) その他季時間

10月1日から翌年の6月30日までの期間のうち、午前8時から午後10時までの時間帯（但し、日祝日等の同時間帯を除く。）

#### (7) その他時間

本項（5）から（6）の何れにも該当しない期間及び時間帯。

### 3 環境センターに係る事項

本業務の売電に係る仕様は、下記に記すところによる。ただし、（1）ク及び（2）クに係る予定余剰電力量は発注者を拘束するものではない。

#### (1) 戸塚環境センター

##### ア 売却場所

① 所在地 : 川口市大字藤兵衛新田290

② 供用開始日 : 3号炉 平成3年12月

: 4号炉 昭和62年6月

イ 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧 (標準電圧) : 60,000V (公称電圧 66,000V)
- ③ 計量電圧 (標準電圧) : 60,000V (公称電圧 66,000V)
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 供給方式 : 2回線方式 (常用時・予備)
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

ウ 可燃ごみ焼却設備

- ① 燃焼方式 : ストーカ炉
- ② 焼却炉容量 : 150 t/日×2炉

エ 発電設備

- ① 台数 : 2台
- ② 定格出力 : 2,200kw×2基

オ 電力量等の検針設備

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 一般送配電事業者の検針方法 : 自動検針

カ 検針日 : 毎月1日

キ 年間の実績売却量 (非FIT 分: 令和4年4月から令和5年3月)  
別紙2-3のとおり

ク 年間の予定余剰電力量 (非FIT 分)  
別紙2-3の実績から自己託送電力量を差し引いた数量

ケ その他

本施設は10月に1日程度の定期修繕に伴う発電設備の休止運転を行っている。

売電における一般送配電事業者からのパルス提供は受けていない。

(2) 朝日環境センター

ア 売却場所

- ① 所在地 : 川口市朝日4丁目21番33号
- ② 供用開始日 : 平成14年11月

イ 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧 (標準電圧) : 60,000V (公称電圧 66,000V)
- ③ 計量電圧 (標準電圧) : 60,000V (公称電圧 66,000V)
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 供給方式 : 2回線方式 (常用時・予備)
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

ウ 可燃ごみ焼却設備

- ① 燃焼方式 : 流動床式ガス化溶融炉
- ② 焼却炉容量 : 140 t/日×3炉

エ 発電設備

- ① 台数 : 1 台
- ② 定格出力 : 1 2, 0 0 0 kw

オ 電力量等の検針設備

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 一般送配電事業者の検針方法 : 自動検針

カ 検針日 : 毎月 1 日

キ 年間の実績売却量（全量：令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月）

別紙 2-4（全量）のとおり

ク 年間の予定余剰電力量（全量）

別紙 2-4（全量）の実績から自己託送電力量を差し引いた数量

ケ その他

本施設は毎年 2 月に 1 日程度の定期修繕に伴う発電設備の休止運転を行っている。

売電における一般送配電事業者からのパルス提供は受けていない。

#### 4 一般送配電事業者との託送供給契約履行に係る事項

- (1) 受注者は、一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約に基づく発電契約者として、託送供給約款に定められた業務を行う。
- (2) 受注者は、4（1）に定めるもののほか、インバランス発生時における役務的及び金銭的責任を負う。

#### 5 売電額の支払いに係る事項

- (1) 受注者は、当施設の契約期間に渡る余剰電力のうち、非FIT電力（自己託送の用に供した電力を除く）の全量を買取る。買取単価については、提案資格があると認めたものに対し、参加資格要件確認結果通知書とともに交付する。なお、買取単価は固定とし、買取単価に燃料費調整は適用しない。
- (2) 発注者は、一般送配電事業者から提出された検針結果から、算出された各月の売電額に消費税及び地方消費税相当額を加えた請求額を遅滞なく受注者へ報告する。当該請求額は当該報告を受けた受注者の確認を以て確定する。
- (3) 受注者は、5（2）により確定した請求額を発注者から請求された時は、発注者に指定された期日までに支払うが、期日に関しては発注者、受注者間協議にて決定する。

#### 6 自己託送に係る事項

- (1) 両環境センターで発電した余剰電力のうち、非FIT電力の一部を一般送配電事業者の送配電ネットワークを利用して鳩ヶ谷衛生センターほか 2 施設に供給し、受注者はこれに係る需給運用を実施する。
- (2) 受注者は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が定める業務規程及び当該地域の一般送配電事業者である東電PG社の定める託送供給等約款に基づき、自己託送実施にあたって必要な各種計画を作成・提出するにあたり、提出期限、提出方法及び提出フォーマット等を遵守すること。

- (3) 作成する各種計画の値は、鳩ヶ谷衛生センターほか2施設と両環境センターの需給予測に基づいて算出すること。発注者が広域機関に提出した当月の計画の値、および実績の値（確定電力量）について報告を求めた場合には、受注者は加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて提出すること。
- (4) 突発的な両環境センターの発電停止や鳩ヶ谷衛生センターほか2施設の受電停止等により提出済の各種計画について変更が必要となる場合は、発注者は受注者へ変更について速やかに連絡する。
- 受注者は、発注者からの連絡を受けたのち、速やかに広域機関等に変更の計画を提出する。
- (5) 受注者は、本業務における当月の実績報告を翌月末日までに提出すること。なお、提出方法及び送付先は6（3）と同様とする。
- 実績内容については、次の各項目を記載すること。
- ① 両環境センター及び鳩ヶ谷衛生センターほか2施設における月合計の自己託送計画電力量（施設ごと）
  - ② 両環境センター及び鳩ヶ谷衛生センターほか2施設における月合計の自己託送実績電力量及び金額（施設ごと）
  - ③ 鳩ヶ谷衛生センターほか2施設への自己託送電力量

## 7 自己託送の供給電力量に係る費用負担金について

- (1) 受注者は発注者へ自己託送電力量に対して、5（1）で示す単価にて算出した金額を支払うものとする。発注者は算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた負担金請求額を遅滞なく受注者へ報告する。当該負担金請求額は当該報告を受けた受注者の確認を以て確定する。
- (2) 受注者は7（1）により確定した請求額を発注者から請求された時は、発注者に指定された期日までに支払うが、期日に関しては発注者、受注者間協議にて決定する。
- (3) 当該地域の一般送配電事業者が発注者へ請求する、あるいは発注者が当該地域の一般送配電事業者へ請求する接続サービス料金等の本自己託送に係る料金については受注者が当該地域の一般送配電事業者へ支払いまたは請求を行うものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者は発注者が行う当該施設の運営・維持管理業務及びそれに附帯する業務を妨げないものとする。
- (2) 料金その他を計算する場合の端数処理方法は下記に定めるところによる。端数処理は項目ごとに行うものとする。
- ① 金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を四捨五入する。
  - ② 単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ③ 消費税及び地方消費税相当額の単位は1円とし、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 発注者及び受注者は需給予測及び各種計画の作成・提出等の運用に必要な事項（緊急連絡先を含む）について、契約締結後、速やかに申し合わせる事。
- (4) 自己託送開始日から自己託送を実施するに当たり、自己託送開始日より前に提

出する各種計画についても本業務の範囲に入るものとする。

- (5) 託送業務に使用する物品、機器及び提出する報告書等は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目を調達して使用・作成するよう努めるものとする。
- (6) 両環境センターの発電設備に対して課せられる発電側課金制度による系統連系受電サービス料金（基本料金及び電力量料金等）については、本契約の受給料金から相殺するものとする。但し、受給料金が発電側課金額を下回る月については相殺できないため、送配電事業者から直接受注者へ請求されることとなる。
- (7) 契約の通り、売電できない場合でも、発注者はその予定余剰電力量に拘束されるものではなく、何ら責務を負うものではないものとする。
- (8) 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (9) 受注者は、前項の規定により損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、発注者、受注者間協議により定めるものとする。